南房総市総合計画審議会規則

平成２６年３月２６日
規則第２２号

（趣旨）
第１条　この規則は、南房総市附属機関設置条例（平成２６年南房総市条例第１号）に基づき設置された南房総市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（所掌事務）
第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、南房総市総合計画に関する事項について調査及び審議し、その結果を答申するものとする。
（委員）
第３条　審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(1) 地域住民代表
(2) 公共的団体の役職員
(3) 学識経験者
(4) 市議会議員
２　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
（会長及び副会長）
第４条　審議会に会長及び副会長１人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
（会議）
第５条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（意見の聴取等）
第６条　会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。
（庶務）
第７条　審議会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。
（委任）
第８条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月３１日規則第２２号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月３１日規則第１７号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。